

これからの居住支援のあり方

社会福祉法人京都ライフサポート協会

横手通り 43 番地「庵」

理事長・施設長 樋口幸雄

障害福祉施策 20 年の流れから

近年の障害福祉施策 20 年の流れを振り返ると目まぐるしく変わっています（2003 年の支援費制度、2006 年の障害者自立支援法、2012 年目処に障害者総合福祉法）。グループホーム（以下 GH）ケアホーム（以下 CH）について言えば、2008 年の市街化調整区域の特例措置の廃止、2008 年・2009 年の都市計画法・消防法の一部改正は非常に大きな問題です。

隣接する 50 戸の住宅がある所でないと建てられないことや、地域同意が必要になりました。

悪いこととは言えないのですが、一人ひとりに合った暮らしの場の選択肢の制限につながらないか、又、現実として非常に建設がしにくくなりました。どのホームの建設にも殆ど地元の反対があるのが実情なのです。

消防法の一部改正は、ここ数年全国各地で多数の死者が出た高齢者・障害者のグループホーム火災の惨状を受けて、防火設備の基準がいっそう強化されました。自動火災報知器、スプリンクラーが 275 m² 以上のホームには必須になりました。（補助対象施設の拡大、借家・共同住宅に於ける問題など課題が多くあります。）

2012 年には、国連の障害者権利条約の批准を踏まえた障害者総合福祉法の成立が予定されています。このように解決しなければならない課題は多くありますが、地域であたり前に働き、暮らせるインクルーシブな社会の実現に向けて時代は一步踏み出そうとしています。

グループホーム、ケアホームとは

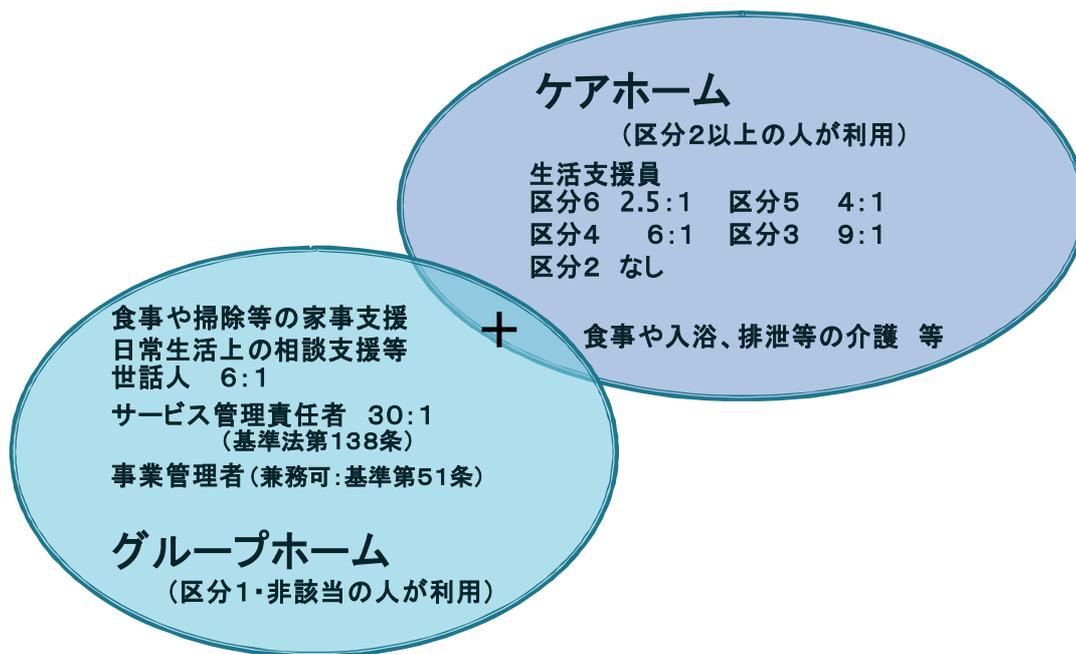
わが国の施設福祉の歴史は入所施設中心にありましたが、欧米の 1,000 人規模の隔離収容施策とは違う、小舎制と呼べる家庭的な環境のもとで、幾多の先人による優れた居住生活支援の実践がありました。原点に立ち返り、入所施設を徒に否定するのではなく、これまでの入所施設の機能を大幅に見直し、これからの地域福祉にとって無くてはならない役割・機能に変えていくことこそが、現実的で実効性の有る方法だと考えています。

制度としての GH は 1989 年に始まり、2006 年には 5,456 カ所に増え、この 20 年の間に障害のある人たちの住居として大きな広がりを見せています。（GH・CH 一体型が約 6 割）

GH・CH の基本的性格として重要な点は、以前は、入居するのは概ね自立している人や働いている人という前提がありましたが、今は、重度の人、成人になったら、障害の軽重にかかわらず、本人が親元から離れて生活を希望する場合には、その入居対象になるということです。

GH と CH の関係ですが、GH は障害程度区分 1、非該当の人で 6 人：1 人の割合で世話人（食事を作り入居者からの相談を受ける人、直接介護はしない）がつきます。30 人：1 人の割合でサービス管理責任者（全員の個別支援計画に責任をもつ人）を配置します。CH は障害程度区分 2 以上の人で、世話人の他に、図①のように区分によって生活支援員（食事や入浴、排泄などの介護をする人）を配置します。

グループホームとケアホームの関係



日本知的障害者福祉協会 知的障害者のグループホーム ケアホーム運営ハンドブック2008,中央法規より

京都ライフサポート協会の実践

現在3カ所のCHを運営しており、入居者は合計19名です。日中は生活介護、就労移行、就労継続A・Bの事業所、又、一般就労とさまざまです。3つのCHを総合的にバックアップするのが入所施設「庵」で、その下に地域での拠点的ケアホーム・あんず京田辺「わくわく」が緊急時の応援等他のCHを直接的にバックアップします(図②)。

ケアホームの運営体制

バックアップ体制図

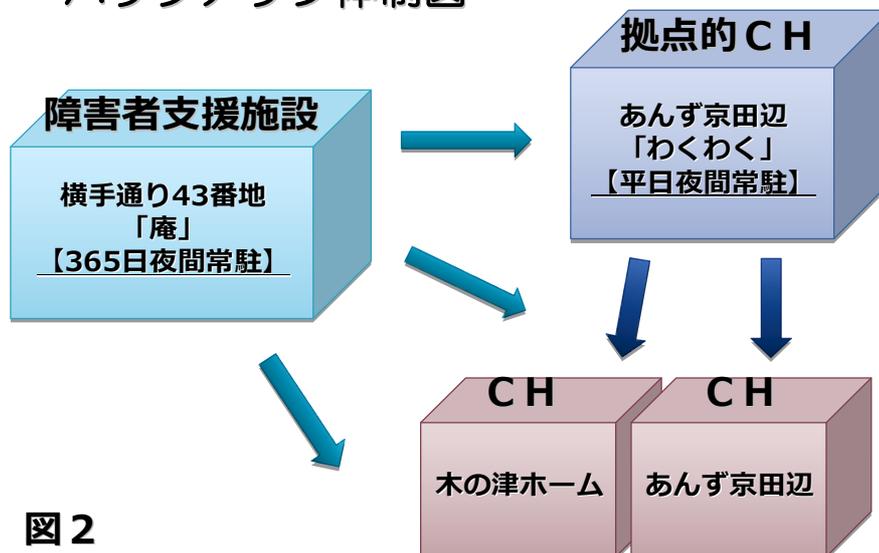


図 2

◎あん' ず京田辺「わくわく」

2008年5月開所。男性5人、女性5人。ゲストルーム各1の2ユニット。生活は完全に5人ずつの生活に分離して運営。朝夕各ユニットごとに世話人・生活支援員の2名体制、深夜帯も男女で夜勤者・宿直者での複数体制をとっています。

アットホームな雰囲気、食事は家庭と同様に世話人が目の前で調理します。毎日入浴で、重度身障の方には複数スタッフで介助。居宅介護（ホームヘルプ）と共同生活介護（CH）のサービスを併用して、手厚いスタッフ体制を確保しています。2010年4月よりショートステイ事業も始めています。

1年2年経過する内に「うちの子は変わった」と大抵の親御さんが言われます。スタッフも含め、共同生活者が相互に生活者モデルとなる世界です。誰でも自立したい、成長したい、大人になりたいという気持ちがあるのです。

今後地域の中でGH、CHを運営する場合、1ホーム単位では、バックアップ体制が弱く、重度の人や多様な重度障害のある人たちを守りきれません。

こうした「わくわく」のような拠点的CHを中心に、地域にCHを点在させ、さらにその周辺に1人、2人暮らしをする人たちがいて、それらを結ぶネットワークができればと思います。

又、今後も「庵」のような入所施設が不要なのではなく、より高度な支援を必要とする人たちの専門支援とそのセーフティネットとして必要であり、入所施設が持つスタッフの養成や研修も地域の居住生活支援として不可欠な機能なのです。何よりも24時間365日、専門スタッフがいて安心です。

入居者の毎月の金銭負担についてですが、自立支援法の見直しにより、この4月から介護給付費自己負担額はゼロになりました。そのため、家賃、食事代その他で以前は合計7万円を越えていたのですが、全員が6万円台に下がりました。現状ではこれでやっていけない人はいません。これは入所施設に入っているのと同じくらいの負担額です。今後法制度がどのように変わろうと、この金額以上にならないよう維持して欲しいと思います。

◎あん' ず京田辺

2004年開所、近鉄新田辺駅徒歩1分、マンションの隣り合う2戸。

男性5人、内1人は介護保険サービス併用。平日に男性スタッフが宿泊。土日は入居者1～2人が宿泊しますが（他の入居者は実家に帰る）夜間職員の宿泊体制はとれないのが実情です。朝夕にスタッフを配置し、見守りと食事作り、相談や金銭の利用相談などを支援しています。

◎木の津ホーム

2004年開所、JR西木津駅徒歩2分、マンションの隣り合う2戸。

男性4人。宿泊スタッフは配置しておらず、拡充していく必要があります。

朝夕にスタッフを配置し、見守りと食事作り、相談、金銭の利用相談などを支援しています。

〈各ホーム比較〉

	利用者の平均 障害程度区分	スタッフ配置 (常勤換算)	適用加算	ヘルパー利用	夜間スタッフ	日中支援	収入
あんず京田辺 「わくわく」	(10人) 5.4	5.6人	夜間支援体制 帰宅時支援 福祉専門職配置	10人中 10人が利用	平日… 夜間スタッフ 1人 宿泊待機 スタッフ 1人 休日…原則なし	10人全員 生活介護	ほぼ 年金のみ 1級で年額 990,100円
木の津ホーム	(4人) 4.25	1.4人	帰宅時支援 福祉専門職配置	4人中 1人が利用 (区分4の人)	平日…原則なし 休日…夜間 見回り	一般就労 1人 就労継続A 1人 就労継続B 2人	年金+工賃 37,500円 (月額)
あんず京田辺	(5人) 3.8	2.6人	帰宅時支援 福祉専門職配置	5人中 1人が利用 (区分6の人)	平日… 当直スタッフ 1人 休日…夜間 見回り	一般就労 1人 就労継続A 1人 就労継続B 2人 生活介護 1人	区分6の人 年金のみ それ以外の人 …年金+ 工賃(8万円前後) (月額)

【課題】

1. グループホームの統合化

GHとCHとを一本化して欲しい。現状では事務も複雑なだけです。

2. グループホームの規模

4～7人となっていますが、7人と5人では職員体制が全然違ってきます。一般的な生活の単位は5人をベースと考えます。

3. 夜間支援体制と防火設備

①人(体制)の問題、②建物構造(耐火建築)、③スプリンクラーの設置、とされています。いずれも解決の難しい課題ですがせめてスプリンクラーはどのホームにも設置して欲しい。借家、共同住宅利用が多いこと、小規模ホームは補助対象外がその改修を難しくしています。

4. 職員の処遇改善

「世話人は普通のおばさんで良い」で始まった制度ですが、GH・CHが急速に増え続け、多様な障害状況のある人の生活の場となっている現状から、専門性のある支援スタッフの確保、養成が最大の課題です。処遇改善の抜本的見直しが必要です。

5. 国連障害者権利条約の批准に向けて

早く差別禁止法、虐待防止法を作って欲しい。どのホームでも地域から建設反対があるのが実情で、これを防ぐためにも差別禁止法が有効な力を発揮すると思います。自閉症協会からも強く要望していただきたいと思います。

最後に

皆さんにアドバイスするとしたら、ご自分の子どもさんが将来「わくわく」のようなタイプのCHが必要なのか、あとの2つのような既存のマンションなどを使った建物で生活していけるのかを、まず見極めてください。子どもさんが今後、単に通過施設ではなく、長期に暮らす生活の場とするには、一人ひとりに合った居住環境の問題は非常に大きいということを申し上げたいと思います。